

令和 2年 4月 16日

予算管理責任者 各位

危機対策本部(新型コロナウイルス感染症対応)本部長

学 長 田 野 俊 一

緊急事態宣言発令時の物品等の購入について(再通知)

4月7日付けで「緊急事態宣言が発令された際の物品・図書購入及び納品検収等について」を通知していますが、改めて 緊急事態宣言発令時の物品の発注は控えるよう徹底して下さい。

ただし、在宅勤務をするために真に必要とするもののみ、支払遅延を防止するため立替での購入を認めます。

なお、外部資金による支出については、交付申請に沿うものであるかを改めて確認してください。  
今一度、すぐに必要な物品かご自身でご確認いただき発注してください。

留意事項：遠隔講義で使用する物品については、現在、遠隔講義WGで検討中であるためしばらくお待ちください。

-----  
令和2年 4月 7日

予算管理責任者 各位

危機対策本部(新型コロナウイルス感染症対応)本部長

学 長 田 野 俊 一

緊急事態宣言が発令された際の物品・図書購入及び  
納品検収等について

緊急事態宣言発令期間における物品・図書購入は、原則として控えていただきますようお願いいたします。

なお、これにより難しい場合は、経理調達課納品検収室(物品)又は学術情報課情報受入係(図書)までご相談願います。

また、既に発注した物品の検収は、経理調達課納品検収室(本部管理棟2階)で行い、講堂ロビー等で

の保管を予定しています。

図書の検収は、学術情報課情報受入係で行います。

本件連絡先

(物品)

総務部経理調達課 納品検収室

Tel 042-443-5044

E-mail [keiyaku1-k@office.uec.ac.jp](mailto:keiyaku1-k@office.uec.ac.jp)

(図書)

学術国際部学術情報課情報受入係

Tel 042-443-5128

E-mail [johouk-k@office.uec.ac.jp](mailto:johouk-k@office.uec.ac.jp)